

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

令和元年10月11日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
観音寺市常磐土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	天神地区	平成27年2月27日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	田井地区	平成31年3月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	植田原3号地区	平成31年2月28日
観音寺市粟井土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	常次下地区	平成31年3月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	城谷池地区	平成31年3月20日
観音寺市常磐土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (頭首工改修事業)	中塚地区	平成31年3月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (さく井改修事業)	柿の上地区	平成31年3月20日
観音寺市粟井土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池護岸改修事業)	岩鍋池地区	平成31年3月25日